

別居親族による訪問介護サービスの取扱い要領

1. 目的

別居親族による訪問介護サービス（以下「別居型サービス」という。）について、保険者としてその理由や必要性を把握し、必要に応じて指導、是正を行うことにより、給付の適正化を図る。

2. 別居型サービスの提供が認められる場合

利用者が認知症状を有する等により、別居親族である訪問介護員の対応を必要とするやむを得ない理由がある場合。

3. 事前協議

訪問介護事業者は、別居型サービスの提供が必要な場合は、全て八尾市と事前協議を行うこととする。

4. 事前協議の手続き

サービス担当者会議等において別居型サービスの必要性を確認すること。

認知症であることで事前協議を行う場合においては、主治医等より利用者が認知症であり、親族でないと対応できないという客観的な意見があること。

* については、ケアマネジャーと連携して行うこと。

別居親族である訪問介護員が対応を必要とするやむを得ない理由を訪問介護計画に明記すること。

訪問介護事業所は、必要な書類を介護保険課へ提出すること。

- 提出書類
- 1) 協議書「別居親族による訪問介護サービスの提供について」
 - 2) 居宅サービス計画（第1表～第3表）
 - 3) 訪問介護計画

協議書は、サービス担当者会議開催時に提出すること。

（要介護更新認定・要介護区分変更認定時等に開催）

協議書（写し）を訪問介護計画に添付しておくこと。

5. 親族の範囲について

3親等内の親族

6. 適用開始年月

平成19年3月より（4月サービス分）事前協議開始

協議・送付先

〒581-0003 八尾市本町1-1-1

八尾市 介護保険課 給付担当

電話 072-924-9360

FAX 072-924-1005